

産業競争力会議 フォローアップ分科会  
(立地競争力等) (第3回)

水道分野における各論点への回答について

平成26年3月12日

厚生労働省

## 阻害要因から洗い出される解決策について(論点1)

竹中議員から示された論点	福田議員から示された解決策	厚生労働省の考え方
①案件の積み上げを阻害している制度面での問題点(PPP/PFIやコンセッションを行おうとする場合に、行政直営で行うよりも何らかの不利益がある)はないか？	運営権者へ移行する際に、直営のときに業務を担当していた公務員を一定期間(5年～10年)運営権者に出向させる必要がある場合、出向させることができる法的根拠を整える。民間企業からの要望に基づいて、国や地方公共団体から運営権者への業務承継やノウハウ移転のために数十名～数百名単位での出向の必要性が想定される。	水道分野において運営権制度を活用する場合の出向に関する課題について、水道事業者等のニーズを調査するため、今年度内に調査表の発出を行う。なお、現行制度での対応については、地方公務員制度の範囲内で行われているところである。
	地方公営企業として実施されている事業が運営権者に移行する場合、施設の所有権が地方公共団体に残るが、それに加えて事業のモニタリング、残債の償還、非常時の工事実施などの権限が地方公共団体に残る場合には、これら地方公共団体側の業務を引き続き地方公営企業として存続させることができることを明確にする。	地方公営企業制度の問題であり、その整理に従って「水道事業における官民連携に関する手引き」への反映等適切に対応して参りたい。
	運営権には、管理者が所有する施設の(PFI法でいうところの)運営・維持管理(一般的に言われる設備投資も含む)責任の運営権者への委任という要素が含まれていることを明確にする。このことにより、運営権者が、事業期間中に維持管理や運営のための投資を包括的に決定、実施することが可能であることを明確にする。これを踏まえて、運営権事業の実施に際して国庫補助金や交付金等の活用を想定する分野においては、事業期間中運営権者が国庫補助金や交付金(又はその相当額として管理者から支払われる額)等を安定的に受領できる仕組み・制度を構築する。	水道事業に係る施設整備については、水道料金による整備を基本とした上で、地方公共団体が実施する一定の要件を満たす事業に対し補助を行っているが、運営権制度の導入にあたり、民間事業者が実施する事業への補助に関しては、今後、同様の補助制度についてのニーズがあれば検討して参りたい。
	重点分野で地方公共団体が行う運営権事業において、公物管理法との関係で運営権者が公の施設の使用許可等を行う必要性の有無を明らかにする。また、公物管理法との関係で運営権事業において使用許可等が必要ない、他の方法があると判断された分野について、地方自治法上の指定管理者制度と運営権制度の二重適用が不要であることを明確にする。	水道法において指定管理者制度と運営権制度の二重の適用を必要とする規定はないと承知しており、担当省庁による両制度の整理によることと考える。

竹中議員から示された論点	福田議員から示された解決策	厚生労働省の考え方
	<p>運営権の運営期間中に投資を平準化して費用計上する会計処理など、運営権事業を行う上で必要な、従来の民間企業会計にはない特殊な会計処理について、重点分野ごとに国が会計規則を定める。</p>	<p>水道分野においては、現段階では、運営権制度の導入事例はないため、現状の課題は承知していないが、導入事例において課題が明らかになった場合は、適切に対応して参りたい。</p>
	<p>納税義務のない地方公共団体直営事業や地方公営企業から運営権事業に移行する場合に、運営権者側に発生した法人税(国税分)負担を地方交付税の特例加算等の仕組みで地方公共団体に戻す制度を導入し、運営権制度への移行に関するディスインセンティブをなくす。</p>	<p>運営権制度の導入事例がない現段階において、法人税(国税分)負担を地方交付税の特例加算等の仕組みで地方公共団体に戻す制度に関する水道事業者のニーズは把握していない。</p>
<p>②重点分野について、前例のない中でも意欲的に取り組もうとする地方公共団体を支える仕組みを国は十分用意できているか？</p>	<p>向こう3年間(平成28年度末まで)を案件形成のための集中強化期間とする。強化期間中、重点分野での運営権活用案件の形成のために、地方公共団体に対して運営権を活用した国家戦略プロジェクトの提案公募を行い、選定された事業(中小規模の地方公共団体にも配慮して選定を行う)には、必要になる案件推進事務費を検討開始から事業者選定まで全額補助(1件あたり数億円単位になることも想定)する仕組みを導入する。</p>	<p>既に、運営権制度の活用を検討、推進している水道事業者が存在している(大阪市)。厚生労働省としては、現在検討中の案件だけでなく今後の案件についても、引き続き、案件形成が進むよう必要な技術的助言を行って参りたい。</p>
	<p>重点分野の所管局・部内で官民連携について検討する課室内に、法務や会計税務、金融の専門家を民間から任用するポストや法令解釈に対応するポストを増強し、地方公共団体からの相談に対応できる体制を整える。</p>	<p>今後の動向も踏まえて、必要に応じて検討して参りたい。</p>

竹中議員から示された論点	福田議員から示された解決策	厚生労働省の考え方
<p>③事業への民間企業の関心躍起という観点で、行政が経営するインフラ事業では可能な限り株式会社と同等の情報開示を行政にも義務付けるなど、今以上に情報開示面での努力できる出来ることではないか？</p>	<p>重点分野の自治体直営事業や公営企業・地方三公社等について30年間の長期シミュレーションを実施し、潜在的に抱える事業リスクや金利リスクや、長期的な改築更新投資の見通しを公表させる仕組みを導入する。</p> <p>長期財政シミュレーション及び公営企業会計化・民間並み財務諸表の作成に伴う費用について、特に中小規模の地方公共団体に対しては地方交付税や国庫補助金等を通じて、国が支援する仕組みを導入する。</p>	<p>厚生労働省では、水道事業者の長期的な改築更新投資等の見通しの検討を支援するため、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成し、水道事業者等へ提供し、その実施を推進しているところ。</p> <p>また、水道法の規定により、水道事業者は「水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項」「水道料金その他需要者の負担に関する事項」等について需要者へ情報提供することとしている。</p> <p>引き続き、水道事業者等による将来の運営検討を支援するとともに、積極的な公表を促して参りたい。</p> <p>上水道事業については、地方公営企業法に基づき既に財務諸表を作成することとなっているため、新たに地方交付税や国庫補助金等の導入は不要である。また、長期的財政シミュレーションの実施についても、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成し、水道事業者等へ提供し、その実施を推進しているところ。</p>
<p>④PPP/PFIやコンセッションに取り組みなくても不利益がないという仕組みの中で、民間企業に提案機会すら設けず、漫然と行政(三セク含む)による経営を続けることを許さないようにすべきではないか？</p>	<p>(②に関する施策を通じて運営権活用による具体的な効果が確認された場合、)重点分野について、事業を直轄実施する官庁及び地方公共団体等と、当該事業の実施を希望する民間企業との間で、提案競争(民間化テスト)の実施を義務付ける仕組みを導入する。</p>	<p>厚生労働省としては、運営権制度を含む官民連携の取組は、持続的な水道経営を行うための有効な手段の1つであると考えており、引き続き、必要な支援を行って参りたい。一方で、水道分野において、運営権制度の導入事例のない現段階で、直ちに全水道事業者へ当該事業の実施を希望する民間企業との間での提案競争の実施を義務づけることは困難であり、今後の導入事例の検証を踏まえ、そのメリットや課題を整理する必要がある。</p>

## 洗い出された阻害要因に対する解決策の実行について(論点2)

竹中議員から示された論点	厚生労働省の考え方
<p>○ 洗い出された阻害要因に対する解決策の実行について、重点分野の関係省庁及び制度官庁は以下の観点を踏まえた中期目標(ロードマップ)を作成する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードマップでは、向こう3年間は集中強化期間と位置付け、この間に制度面での問題点の解決が終わり、重点分野ごとに案件形成が進んでいる状況を作る前提で策定される必要がある。</li> <li>・重点分野の関係省庁所管部局及び総務省は、ロードマップの中に集中強化期間中の案件形成についての数値目標を盛り込む必要がある。</li> <li>・案件形成のインセンティブを生む解決策については、集中強化期間中の時限的な施策であっても構わない。</li> </ul> <p>○ ロードマップは、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(平成25年6月6日民間資金等活用推進会議決定)で掲げた数値目標の達成について、期間を区切ってフォローアップするという位置付けとする必要がある。</p>	<p>厚生労働省としては、運営権制度を含む官民連携の取組みは、持続的な水道経営を行うための有効な手段の1つであると考えており、引き続き、必要な支援を行って参りたい。一方で、水道事業をどのような体制で行うかは、当該地方公共団体の責任において決められるものであるため、運営手法の1つである運営権制度を活用するかどうかは当該地方公共団体の判断に委ねられる。このため、国が数値目標を設定するよりは、制度の活用を進めようとする水道事業者に対して技術的な助言等の支援を行うことが適切であると考えている。</p>